

美容組合互助会・総合福祉共済一覧表

互助会（KBK）			総合福祉共済制度（全美連）		
組合員（互助会加入）対象です （年間3,600円・毎年4月支部請求で徴収）			任意加入の保険です （14歳6か月超～75歳6か月までの方随時加入受付）		
○火災・災害見舞金と弔慰に関しては支部長から申請してください 事由日より1年間の申請になります			○加入者からの申請（組合までご連絡ください） 組合より申請書類（添付書類明記）を送付します 事由日より1年間の申請になります／但し加入後1年より申請対象		
	給付金種類	給付金額		特別給付金種類	給付金額
祝金 保険証 身分証明書 (写)	—	—	祝金	結婚祝金 	1口 2万円～5口 10万円
	—	—		第一子誕生祝金 	1口 2万円～5口 10万円
	—	—		子供誕生祝金（第二子） 	2万円
	—	—		銀婚祝式（入籍後25年）	2万円
	—	—		金婚祝式（入籍後50年）	5万円 
	—	—		還暦祝金（満60歳）	1万円 
	—	—		古希祝金（満70歳）	1万円
	傘寿（80歳）	1万円 		—	—
	米寿（88歳）	1万円 		—	—
見舞金 (入院) 領収書 (写)	入院療養見舞金 (毎年4月～翌年3月迄の年1回) (3日以上)	1万円	見舞金 (入院)	入院療養見舞金 (毎年4月～翌年3月迄の年1回) (事由発生日は退院日) (原因は病氣・ケガを問わず。 但し正常分娩を除く。)	2万円（継続5～29日以下の入院） 5万円（継続30日以上入院） 
	—	—		人間ドック補助金 (40歳以上) (毎年4月～翌年3月迄の年1回)	1万円 (1万円未満の場合実費給付)
—	—	—	共済金	不慮の事故による入院 (5日以上入院)	日額 1500円（1口につき） 
	—	—		不慮の事故により高度障害状態になったとき	200万円（1口につき）
	—	—		不慮の事故により障害状態になったとき	100～10万円（1口につき）
弔慰 KBK 事務局迄 ご連絡 ください	死亡（互助会員）	20万円+弔花	弔慰	死亡又は高度障害状態	100万円（1口につき）
	互助会員の配偶者死亡	弔花又は香典1万円		不慮の事故、感染症により死亡	200万円（1口につき）
	—	— 		加入者の配偶者死亡弔慰金 (ご加入後1年を経過しなくても給付)	3万円
	—	—		子供死亡弔慰金 (14歳7か月未満の被扶養者)	3万円
—	—	—	全 美 連		
火災 KBK 事務局迄 ご連絡 ください	全焼	20万円	火災	—	—
	半焼（3日休業）	10万円		—	—
	半焼（その他）	5万円		—	—
災害 KBK 事務局迄 ご連絡 ください	A級	10万円	災害	見舞金 KBK事務局迄ご連絡ください	災害見舞互助会規程に準ずる
	B級	5万円			
	C級	2万円			
表彰関係	叙勲等	規程に準ずる	—	—	—



お問い合わせ先

KBK事務局

TEL 045-261-0131

MAIL : kbk@kbkbeauty.jp